

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例  
(平成27年3月27日京都市条例第86号) (交通局営業推進室)

児童福祉法の一部改正に伴い児童福祉施設に含まれることとなる幼保連携型認定こども園に通所する児童について、市バス及び地下鉄の旅客運賃の額を割り引く対象とはしないこととしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 86 号

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例

(京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部改正)

第1条 京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第11条第2号ア中「保育所」の右に「、幼保連携型認定こども園」を加え、同号イ中「及び生徒」を「又は生徒」に改める。

(京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部改正)

第2条 京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号ア中「保育所」の右に「、幼保連携型認定こども園」を加え、同号イ中「及び生徒」を「又は生徒」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)